



農業制度資金の ごあんない



農業制度資金は、農業者の皆様が経営規模の拡大や省力化などの経営改善を行ったり、農業後継者や新規参入者の方が新しく農業を始めたりする場合等に、県などが補助を行うことにより、長期かつ低利でお貸しできる資金です。

借入れの目的に応じて上手に活用し、経営の改善等にお役立てください。

こんなとき、こんな資金（●印）が利用できます。（▲は各資金の要件があります。）

資 金 名			農地等			農機具の購入	農舎・畜舎など	園芸施設	農畜産物加工流通施設	観光農業施設	家畜の購入・育成	果樹の植栽・育成	花きの植栽・育成	農家の研修	運転資金	肥料・資材等	新規就農のための準備	生活費(家賃等)	災害時による経営資金	経営再建・負債整理	農村環境整備
			取得	借入れ	造成・改良										長期	短期					
農業近代化資金(※1)				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲						●
新規参入者経営安定資金												●	●	●	●	●	●				
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)(※1)											●	●	●			●					
農業経営負担軽減支援資金																				●	
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化 資金(※1) (スーパーL資金)	1.90～3.10	25 (10)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					▲	
	青年等就農資金(※1)	無利子	17 (5)			●	●	●	●	●	●	●	●		●		●				
	農業改良資金	無利子	12 (3)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲						
	経営体育成強化資金 (※1)	3.10	25 (3)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●					●	
	農林漁業セーフティネット 資金	1.90～2.85	15 (3)												●				●		

利率は、令和8年6月18日現在です。最新の利率は借入れの際に融資機関にご確認ください。

令和8年6月 新潟県農林水産部

農業近代化資金

農業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に必要な資金を長期かつ低利に融通します。

資金の種類	事業の内容	貸付対象者	貸付利率	利用形態	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額等	
1号資金 建構築物資金	農舎、畜舎、堆肥舎、果樹棚、牧さく、排水施設、ハウス、温室、きのこ栽培施設等の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	1 農業を営む者であって次に掲げる者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)目標地図に位置付けられた者 (4)農業所得等の一定要件を満たす者 (5)農業参入法人 (6)(1)から(4)の家族で農業経営の一部について一定要件を備えた家族経営協定を締結している者 (7)集落営農組織等(※2)	認定農業者等 3.10% (※3) 利子助成制度があります。 裏面をご参照ください。 認定農業者等以外 3.10%	個人	15～17 (3～7)年以内	農業者 1,800万円 法人・団体等 2億円 (農業参入法人 1.5億円)	認定農業者・集落営農組織(7号資金利用を除く)以外の場合は左記金額と事業費の80%のいずれか低い額
2号資金 農機具等資金	トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、農用トラック等の復旧又は取得に必要な資金	(8)(1)から(6)までの者が全構成員の過半を占める法人格を有しない団体 2 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者等が主たる構成員となっている団体・法人等		共同	20(3)年以内	15億円	
3号資金 果樹等植栽育成資金	りんご、ぶどう、もも、くり、なし、桑、ホップ、アスパラガス又はその他の永年性植物等の植栽又は育成に必要な資金			個人	7～10 (2～5)年以内	農業者 1,800万円 法人・団体等 2億円 (農業参入法人 1.5億円)	
4号資金 家畜購入育成資金	牛、馬、めん羊、山羊、豚等の購入又は育成に必要な資金			共同	10(2)年以内	15億円	
5号資金 小土地改良資金	総事業費が1,800万円を超えない規模の客土、暗きょ排水、畦畔改良、草地造成等に必要な資金			個人	15～17 (7)年以内	農業者 1,800万円 法人・団体等 2億円 (農業参入法人 1.5億円)	
6号 農村環境整備資金	診療施設、水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、生活改善センター、廃棄物処理施設、地域交流施設等の改良、造成又は取得に必要な資金			共同	15(7)年以内	15億円	
7号 大臣特認資金	給排水施設の改良・造成・取得、特定農家住宅の改良・造成・取得、内水面養殖施設の改良・造成・取得			個人	7～10 (2～5)年以内	農業者 1,800万円 法人・団体等 2億円 (農業参入法人 1.5億円)	
8号 長期運転資金	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善、その他の農業経営の改善に伴い要する資金			共同	7(2)年以内	15億円	
				個人	15～18 (3～7)年以内	1件 1,800万円	
				共同	15(3)年以内		
				共同	20(3)年以内	15億円	
				個人	15～17 (3～7)年以内	農業者 1,800万円 法人・団体等 2億円 (農業参入法人 1.5億円)	
				共同	15(3)年以内	15億円	
				個人	15～17 (3～7)年以内	農業者 1,800万円 法人・団体等 2億円 (農業参入法人 1.5億円)	

新規参入者経営安定資金

新規参入者に経営・生活資金を無利子で融通します。

事業の内容	貸付対象者	貸付利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
農業経営の安定のために必要な経営・生活資金（肥料、農薬、家賃等）	認定新規就農者で経営開始後3年以内の者（新規参入者に限る）	無利子	12(7)年以内	360万円

農業経営改善促進資金 [スーパーS資金]

経営の安定に必要な短期の運転資金を融通します。

事業の内容	貸付対象者	貸付利率	償還期間	貸付限度額
農業経営改善計画の達成に必要な〔短期〕の運転資金（種苗代、肥料代、雇用労賃、地代、家畜の購入、農機具の修繕技術習得費等）	認定農業者	2.15%	1年程度	個人 500万円 (畜産、施設園芸を含む場合は2,000万円) 法人 2,000万円 (同上 8,000万円)

農業経営負担軽減支援資金

既往負債の償還が困難な農業者に対し、低利の借換え資金を融通します。

事業の内容	貸付対象者	貸付利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
既往負債（年利5%以下の制度資金を除く）の借換え	負債の償還が困難となっている一定の条件を満たす農業者	3.10%	10(3)年以内 特認15(3)年以内	営農負債の残高

日本政策金融公庫資金

農業者の生産力維持増進、経営規模拡大等に必要な資金を長期かつ低利に融通します。

資金名	事業の内容	貸付対象者	貸付利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額
農業経営基盤強化資金 〔スーパーL資金〕	農業経営改善計画の達成に必要な長期資金（農地等の取得、農業経営用施設・機械の取得、農産物の加工・販売施設、観光農業施設、借地権・特許権の取得、負債の整理等）	認定農業者	1.90～3.10% (※3) 貸付当初5年間は利子助成制度があります。	25(10)年以内	個人 3億円（特認6億円） 法人 10億円（特認20億円） [一定の場合30億円]
青年等就農資金	青年等就農計画の達成に必要な長期資金（農地等の改良、農業経営用施設・機械の取得、農産物の加工・販売施設の取得、創立費・開業費などの繰延資産の取得、家畜・果樹等の育成費、借地料・賃借料等）	認定新規就農者	無利子	17(5)年以内	3,700万円（特認1億円）
農業改良資金（※4）	農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な資金（施設の改良・造成・取得、永年性植物の植栽・育成、家畜の購入・育成、品種の転換等） ※県による認定が必要です。	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律等の認定を受けた農業者等	無利子	12(3)年以内	個人 5,000万円 法人 1億5,000万円
経営体育成強化資金	経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金（前向き資金は農地等の取得・改良・造成、農業経営用施設・機械の取得、家畜・果樹等の導入、利用料の一括支払い、償還負債の軽減は再建整備、償還円滑化に必要な資金）	農業を営む個人、法人、集落営農組織（※2）、一定の要件を満たす農業参入法人	3.10%	25(3)年以内	①～③の合計額 個人 1億5,000万円 法人（集落営農組織※2）5億円 ①前向き投資 事業費の80% ②再建整備資金 個人 1,000万円 （特認1,750万円、特定2,500万円） 法人 4,000万円 ③償還円滑化資金 最大10年間の元利償還金
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金、社会的・経済的な環境の変化により経営状況が悪化している場合における経営の維持安定に必要な資金等	認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、団体・集落営農組織（※2）	1.90～2.85%	15(3)年以内	【一般】600万円 【特認】年間経営費等の12分の6以内 （簿記帳簿を行っており、特に必要と認められた場合）

※1 市町村特別融資制度推進会議による貸付認定が必要な資金について

以下の資金は、融資を受ける際、市町村特別融資制度推進会議による貸付認定が必要です。

- ・農業近代化資金
- ・青年等就農資金
- ・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）
- ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ・経営体育成強化資金（ただし、一定の要件を満たす農業参入法人・集落営農組織への融資の場合のみ）

※2 「集落営農組織」と認められる要件：次の①～⑥を全て満たすこと

- ①代表者、代表権の範囲等の事項について定める基準に従った規約を有していること。
- ②一元的に経理を行っていること。
- ③原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。
- ④農用地の利用の集積の目標を定めていること。
- ⑤主たる従事者の目標所得額を定めていること。
- ⑥経営改善資金計画について市町村特別融資制度推進会議の認定を受けていること。

※農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金は⑥は除く。

※3 農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金における利子助成制度の要件等について

- ①地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者等
- ②農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者

利子助成制度について詳しくは、農業近代化資金は農業協同組合等の融資機関へ、農業経営基盤強化資金は日本政策金融公庫へお問い合わせください。

※4 農業改良資金の貸付対象者、償還期間・据置期間について

表に記載した貸付対象者以外に、別途、関連する法律に基づく事業計画認定を受けた中小企業者等が利用いただける場合があります、償還期間・据置期間等について、表の記載と異なる場合があります。

詳しくは日本政策金融公庫へお問い合わせください。

農業信用保証保険制度について

- 融資機関から農業制度資金を借り入れる場合、一定の保証料を支払うことにより、農業信用基金協会がその債務を保証する制度があります。
- 基金協会の債務保証を利用できる融資機関は、基金協会と債務保証契約を締結している農協・信農連・銀行・信用金庫・信用協同組合などです。
- 詳しくは新潟県農業信用基金協会や融資機関窓口へお問い合わせください。

農業制度資金の概要、手続き等については
最寄りの農業協同組合等の融資機関、市町村又は次の機関などにお問い合わせください。

新発田地域振興局農業振興部農業企画課	☎0254-26-9156
新潟地域振興局農林振興部農業企画課	☎0250-24-9620
三条地域振興局農業振興部企画振興課	☎0256-36-2253
長岡地域振興局農林振興部農業企画課	☎0258-38-2551
南魚沼地域振興局農林振興部農業企画課	☎025-772-2819
上越地域振興局農林振興部農業企画課	☎025-526-9401
佐渡地域振興局農林水産振興部企画振興課	☎0259-63-3185

（株）日本政策金融公庫新潟支店	☎025-240-8511
新潟県信用農業協同組合連合会	☎025-211-2151
新潟県農業信用基金協会	☎025-211-2411
新潟県農林水産部経営普及課 （経営・資金係）	☎025-280-5301

農業関連サイト「にいがた農業ナビ」も活用ください。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nogyo-navi/>

